規　　　　約

第１条（名称・所在地）

　　本会は、　　　　　　　　　　　　　　　と称し、主たる事務所を　　　　　　　におく。

第２条（目的）

　　本会は、

を目的とする。

第３条（事業）

　　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　１　講演会、座談会等の開催

　　　２　会報等の発刊及び配布

　　　３　関係諸団体との連携

　　　４　その他本会の目的達成のため必要な事業

第４条（会員）

　　本会は、第２条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第５条（役員）

　　本会に次の役員をおく。

　　　会　　　長　　　１名

　　　副　会　長　　　　名

　　　幹　　　事　　　　名

　　　会計責任者　　　１名

　　　監　　　事　　　　名

第６条（役員の選出及び任期）

　　１　役員は総会において選出する。

　　２　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

第７条（会議）

　　１　会長は毎年１回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

　　２　会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第８条（経費）

　　本会の経費は、会費（年額　　　　　　　円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第９条（会計年度及び会計監査）

　　１　本会の会計年度は、毎年１月１日より１２月３１日までとする。

　　２　会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

　　本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

　　本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附　　則

　　本規約は、　　　　　年　　　月　　　日より実施する。